

自転車安全利用TOKYOキャンペーン 5月1日(火)～31日(木)



市内では自転車による交通事故が多発しています。自転車を利用する際は自転車安全利用五則を守り、安全運転を心掛けましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
▷飲酒運転、二人乗り、並進の禁止▷
夜間はライトを点灯▷交差点での信号

遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

【自転車で歩道を通行できるのは】

- ▷「歩道通行可」の標識があるとき
 - ▷13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
 - ▷身体障がい者の方
 - ▷歩道を通行することがやむを得ない場合
- ☎市交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)、小金井警察署 (☎042-381-0110)

都営住宅の入居者募集

■募集内容▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅)▽定期使用住宅

■申込書配布期間5月7日(月)～15日(火)

■申込書配布場所まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同一階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ

■他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅募集のご案内」をご覧ください

■5月17日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ

☎J K K 東京(東京都住宅供給公社) 募集センター(☎0570-010-810、☎03-3498-8894 <http://www.to-kousya.or.jp/>)、市まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

軽自動車税の減免

該当する方は申請を

身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているときは、軽自動車税が減免される場合があります。

申請書類等をご確認のうえ、お早めに申請してください。

い。

なお、申請には納税義務者の方のマイナンバーの記入が必要となります。昨年減免を受けられた方は、納税通知書に同封する案内をご覧ください。

また、生活扶助を受けている方が所有または使用し、関係官庁の証明を受けたとき、または災害により多大な損害を被った場合等には軽自動車税の減免を受けられることがあります。

■申請期限5月31日(木)

■申請書類等納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

☎市民税課諸課係(☎042-387-9820)

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

平成31年度(平成30年分)市・市民税から、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されます。納税者本人の所得に応じて控除額が段階的に減少する仕組みが設けられ、また、配偶者特別控除の適用が受けられる配偶者の所得金額の上限が引き上げられます。

☎市民税課市民税係(☎042-387-9819)

不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■対象品家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損

していないもの

■利用方法直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください。

■他市内在任の方に限ります

☎経済課消費生活係(☎042-387-9831)

ノー上着・ノーネクタイ運動を実施

市では、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市職員(ノー上着・ノーネクタイ運動)を実施します。

■実施期間5月1日(火)～10月31日(水)

■実施場所市庁舎および市の施設

☎職員課人事研修係(☎042-387-9808)

下水道施設の調査および清掃を実施

市内の一部地域の下水道管の調査と雨水ますの清掃を実施します。

作業員は、市が発行する身分証明書を携帯し、腕章を着用しています。ご理解・ご協力をお願いします。

■作業期間5月～10月

☎下水道課工務維持係(☎042-387-9856)

国民健康保険

■国民健康保険に加入したとき

国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したとき

は、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。

■交通事故や傷害事件に遭ったとき

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたときに、国民健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

(用紙は市ホームページからダウンロードできます)

国民健康保険で治療を受けると、市が医療機関へ治療費の7割(高齢受給者証をお持ちの方は、7～9割)を一時的に立て替え、届け出をもとに被害者の方に代わって市が後日、加害者に請求します。

加害者不明の場合なども、届け出てください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故について国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前にご連絡ください。

■必要書類等国民健康保険証、印鑑、交通事故証明書等

◆共通◆

☎国民健康保険課(☎042-387-1841)

☎国民健康保険課(☎042-387-1841)

市職員人事

4月1日付()内は旧職名

【部長職】

▽総務部長(議会議務局長) 加藤明彦

▽市民部長(生涯学習部長) 西田剛

▽福祉保健部長(総務部長) 中谷行男

▽生涯学習部長(市民部長) 藤本裕

▽議会事務局(まちづくり担当部長) 北村高

【課長職】

▽企画財政部企画政策課長(総務部職員課長) 梅原啓太郎

▽企画財政部公共施設マネジメント推進担当課長(企画財政部企画調整担当課長) 今井哲也

▽企画財政部情報システム課長(学校教育部学務課学務係長) 深澤巨(昇任)

▽総務部地域安全課長(都市整備部まちづくり推進課長) 大関勝広

▽総務部職員課長(総務部管財課長) 鈴木功

▽総務部管財課長(市民部資産課課長) 根本礼太(昇任)

▽市民部納税課長(総務部地域安全課長) 吉田亮二

▽福祉保健部地域福祉課長(子ども家庭部児童青少年課長) 伏見佳之

▽福祉保健部自立生活支援

課長(学校教育部庶務課長) 加藤真一

▽子ども家庭部児童青少年課長(企画財政部情報システム課長) 鈴木剛

▽都市整備部まちづくり推進課長(都市整備部まちづくり推進課住宅係長) 黒澤佳枝(昇任)

▽学校教育部庶務課長(企画財政部企画政策課長) 三浦真

▽学校教育部指導室長(東京都教育委員会より派遣) 浜田真二

▽生涯学習部生涯学習課長(福祉保健部地域福祉課長) 関次郎

▽生涯学習部オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長兼スポーツ振興係長事務取扱(生涯学習部生涯学習課長) 内田雄介

退職(3月31日付)

【部長職】

▽佐久間育子(福祉保健部長)

【課長職】

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)

▽上石記彦(市民部納税課長)